

仙台市営繕工事週休2日モデル工事実施要領

(令和2年7月20日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 地域建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等「担い手」の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日確保による建設現場の就労環境改善が求められている。本要領は、地域建設産業における週休2日確保に向けた意識涵養を目的として、仙台市が施行する営繕工事の週休2日モデル工事（以下「モデル工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する型式をいう。
- (2) 受注者希望型 受注者が、現場施工に着手するまでに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む型式をいう。
- (3) 現場 工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所（詳細設計付工事における設計業務にかかる内業を行う場所及び工場製作を含む工事における製作する場所を除く。）及び設計図書で明確に指定される範囲をいう。
- (4) 現場閉所 資機材の搬出入等を含む一切の現場作業（巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業、技術者の内業及び同一現場内における他社受注工事による作業を除く。以下同じ。）が無い状態をいう。
- (5) 現場施工 直接工事費（照査を行うための現場作業（足場設置等）を除く。）に計上されている現場作業を行うことをいう。
- (6) 準備期間 現場施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、現場施工に着手した日の前日までの期間をいう
- (7) 後片付け期間 現場施工が完了した日の翌日以後の測量、後片付け、清掃、自主検査等の期間をいう。
- (8) 受注者の責めによらず週休2日に取り組むことができない期間 受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間が生じることにより、週休2日に取り組むことができない期間（別の日に現場閉所の日を振り替えることで、週休2日に取り組むことができる場合を除く。）をいう。

(対象工事)

第3条 仙台市が発注する全ての工事をモデル工事の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、対象としない。

- (1) 現場施工の日数が5日以内と見込まれる工事
- (2) 特命随意契約による緊急工事（緊急の必要により競争入札に付することができない工事）

(発注型式)

第4条 モデル工事の発注においては、原則として発注者指定型により発注する。ただし、これにより難しい場合は、受注者希望型により発注するものとする。

(実施方法)

第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、別紙1に基づき、設計図書にモデル工事である旨を明示するものとする。

2 発注者は、原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）を現場閉所の日（以下「休工期」という。）とすることを前提とし、工期設定を行うものとする。

3 モデル工事における週休2日に取り組む期間（以下「対象期間」という。）は、現場施工に着手した日（準備期間を除く。第6条第2項に同じ。）から現場施工が完了した日（後片付け期間を除く。第6条第2項に同じ。）までとする。ただし、次に掲げる期間は、対象期間に含めない。

(1) 12月29日から翌年1月3日までの6日間

(2) 受注者が定める夏期休暇の期間（3日以上の場合は3日間とし、3日未満の場合は受注者が定めた期間とする。）

(3) 工場製作のみを実施している期間

(4) 工事全体を一時中止している期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、受注者の責めによらず週休2日に取り組むことができない期間

4 発注者は、次のいずれかに該当する事項がある場合は、これらを明示したうえでモデル工事として発注するものとし、契約後それらに変更が生じた場合についても同様に、変更設計図書に明示するものとする。

(1) 用地買収、関係機関協議、発注対象となるモデル工事以外の工事との調整等の工程に影響する事項

(2) 受注者の責めによらず週休2日に取り組むことができない期間に係る内容

5 発注者は、工事発注において、やむを得ず受注者の責めによらず週休2日に取り組むことができない期間が生じる場合は、必要最小限の期間とする。

6 発注者は、契約後、受注者の責めによらず工程に影響する事項が生じ、又は変更が生じた場合は、受発注者間で適切に協議のうえ、必要に応じて工期の変更を行う等により、受注者の責めによらず週休2日に取り組むことができない期間が生じないよう努めるものとする。

7 契約後、受注者の責めによらず週休2日に取り組むことができない期間が生じ、又は変更が生じる場合は、受発注者間で協議のうえ、その期間及び対象作業等を決定するものとする。

8 原則として、対象期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工期とする。ただし、現場の特性その他天候等に応じて、別の日に休工期を振り替えることができるものとする。

9 受注者は、対象期間中、災害時の緊急要請等のやむを得ない理由で休工期に現場作業を行った場合は、発注者にその理由を書面で提出するものとし、受発注者間の協議により休工期とみなすかを決定するものとする。

10 受注者は、休工期を労働者等が勤務を要しない日（休暇を含む。以下「休日等」という。）とすることとし、下請企業を含む現場の労働者等に対して、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

11 受注者は、工程の変更理由が、受注者の責めによらず、次のいずれかに該当する場合は、工期の延長について発注者へ協議し、労働者等の休日等の確保に努めるものとする。

- (1) 受発注者間で協議した全体工程に影響する条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要の逼迫により全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(実施確認)

第6条 受注者は、別紙2を参考とし、休工の計画及び実績が確認できる休工計画・実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

2 休工計画・実績書は、月単位の提出を原則とし、初回の提出は現場施工に着手する日までとし、それ以降の提出は、翌月1日又は現場施工が完了した日のいずれか早い日から7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）とする。ただし、提出は工期内とする。

(積算方法等)

第7条 発注者は、別紙3に基づき、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、労務費を補正するものとする。

(1) 発注者指定型における積算方法

当初積算時において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費に乗じるものとする。ただし、4週8休に満たない場合は労務費補正分全てを減額変更するものとする。

(2) 受注者希望型における積算方法

当初積算時において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費に乗じるものとする。ただし、4週8休に満たない場合は労務費の補正の見直しを行うものとし、4週6休に満たない場合は労務費補正分全てを減額変更するものとする。

(工事成績評定)

第8条 発注者は、第6条に規定する提出書類から4週8休以上の達成が確認できた場合は、工事成績評定採点表（営繕）の工程管理の項目において、「休日・代休の確保を行っている」及び「その他」にチェックを入れ、「その他」の理由欄に「本工事は、週休2日モデル工事であり、累計休工日達成率が100%以上であることから、週休2日の休工を実施した。」と記載し評価を行う。

2 発注者は、受注者が計画書どおりに休日等の確保ができなかった場合において、このことによる工事成績評定の減点を行わないものとする。

(実施内容の証明)

第9条 発注者は、対象工事が完成検査に合格した場合は、その検査結果の通知とあわせて、別紙4に基づき、モデル工事の実施内容を証明するものとする。

附 則（令和2年7月20日）

- 1 この要領は，令和2年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行後において，本要領の施行の状況について検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年3月31日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は，令和5年4月1日から実施する。

（証明に関する経過措置）

- 2 改正後の第9条の規定は，この改正の実施の日以後に完成した工事から適用し，同日前に完成した工事については，なお従前の例による。

（適用単価に関する経過措置）

- 3 改正後の第2条から第8条までの規定は，この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用し，同日前の仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事については，なお従前の例による。

設計図書への「週休 2 日モデル工事」である旨の明示

1. 設計図書への明示

週休 2 日モデル工事は、設計図書に以下のとおり記載するものとする。

設計図書（記載例）

1. 本工事は、週休 2 日モデル工事（発注者指定型・受注者希望型）※¹の対象工事である。実施にあたっては、仙台市営繕工事週休 2 日モデル工事実施要領により行う。要領は、以下によるものとする。

（掲載先の仙台市ホームページURLを記載）

（受注者の責めによらず週休 2 日に取り組むことができない期間として、対象期間に含めない期間がある場合）※²

2. 本工事において、以下の期間は、受注者の責めによらず週休 2 日に取り組むことができない期間とする。

内容（対象作業等）	期間
〇〇工（〇階〇室）	〇日間
〇〇工（〇階〇室）	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日
〇〇期間中	〇〇から〇〇までの期間

※¹ 発注者指定型・受注者希望型のいずれかを選択し記載すること。

※² 該当する期間がある場合に記載すること。

休 工 計 画 ・ 実 績 書

提出日	令和6年3月8日		(3月 迄の実績及び - 以降計画)
工事名	●●●●●工事		
受注者	株式会社 ●●●●工業		代表取締役 ●● ●●
工期	令和5年4月3日	～	令和6年3月15日
対象期間	令和5年5月22日	～	令和6年3月1日

月 別	計画休工日			実績休工日 <small>※計画月は計画日数を記載</small>			備 考 (対象外の期間等)
	土・日・祝	振替休工	計	土・日・祝	振替休工	計	
4月	0	0	0	0	0	0	準備期間
5月	2	0	2	2	0	2	5/22 現場施工着手
6月	8	0	8	6	1	7	
7月	9	2	11	8	4	12	
8月	9	0	9	9	0	9	夏季休暇3日を除く
9月	2	0	2	2	0	2	9/4～ 工場製作のみ
10月	6	0	6	4	1	5	～10/13 工場製作のみ
11月	9	1	10	8	3	11	
12月	8	0	8	7	0	7	年末休暇3日を除く
1月	3	0	3	3	1	4	年始休暇3日を除く 1/9～1/31 一時中止
2月	10	0	10	10	0	10	
3月	0	0	0	0	0	0	3/1 現場施工完了
累 計	66	3	69	59	10	69	累計休工日達成率 100.00%

※対象外の期間を除いた土・日・祝日の合計日数と一致する必要があります。

※実績休工日の累計日数 ≤ 計画休工日の累計日数

※達成状況の判定

[4週8休以上] 100%

[4週7休以上8休未満] 87.5%以上100%未満

[4週6休以上7休未満] 75.0%以上87.5%未満

- (1) 対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。
- (2) 計画休工日の累計日数とは、受注者がモデル工事の対象期間中に取得しなければならない休工日の累計日数であり、受注者が独自に追加した計画休工日は含まないものとする。
- (3) 休工日の振り替えや対象外となる期間、そのほか実施方法等の詳細については要領による。
- (4) 設計図書に定めのある場合を除き、本書の内容を証明することを目的として、別途工事日報や週報等を作成する必要はない。

週休 2 日モデル工事の補正について

1. 労務費の補正方法

週休 2 日モデル工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数により労務費を補正するものとする。

		閉所状況 (累計休工期達成率)		
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 (75.0%以上 87.5%未満)	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 (87.5%以上 100%未満)	4 週 8 休以上 (100%以上)
補正係数	労務費	1.01	1.03	1.05

複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格 (材工単価) の補正方法については、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について (改定)」(令和 2 年 6 月 23 日付け国営積第 4 号) による。

2. 閉所状況 (累計休工期達成率) の考え方

対象期間における累計休工期達成率が 100% 以上の場合は、週休 2 日 (4 週 8 休以上) の休工を実施したものとする。

なお、累計休工期達成率は「実績休工期の累計日数」 / 「計画休工期の累計日数」とする。

※【計画休工期の累計日数】

計画休工期の累計日数とは、受注者がモデル工事の対象期間中に取得しなければならない休工期の累計日数であり、受注者が独自に追加した計画休工期は含まないものとする。

「週休 2 日モデル工事」の実施内容の証明

1. 検査結果通知書への記載

週休 2 日モデル工事は、検査結果通知書に以下のとおり記載するものとする。

検査結果通知書（記載例）

（発注者指定型の場合^{※1}）

その他 本工事は、発注者指定型の週休 2 日モデル工事であり、実施内容について次のとおり証明する。

実施区分^{※2}：4 週 8 休以上・4 週 8 休未満

（受注者希望型の場合^{※1}）

その他 本工事は、受注者希望型の週休 2 日モデル工事であり、実施内容について次のとおり証明する。

実施区分^{※2}：4 週 8 休以上・4 週 8 休未満 7 休以上

実施区分^{※2}：4 週 6 休以上 7 休未満・4 週 6 休未満

実施区分^{※2}：実施希望なし

※1 発注者指定型・受注者希望型のいずれかを選択し記載すること。

※2 実施区分は該当する現場閉所の達成状況等を記載すること。